

イタリアにおける問題点と要望

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9 輸出入規制・関税・通関規制	時計協 時計協	(1)	輸出入許可取得の煩雑さ	・ワニ革の時計バンドを輸出する際には、日本でワシントン条約(CITES)に基づく輸出許可を取る必要があるのに加え、更に輸入業者が輸入許可を取る必要があり、時間と手間がかかる。 (継続) ・ATAカルネを使ったサンプルの場合にはそのつどの輸出・輸入許可が必要である。 (継続)	・輸出側の許可だけで輸入できるようにして欲しい。 ・ATAカルネを使ったサンプルの場合にはそのつどの輸出・輸入許可を不要にして欲しい。	・ワシントン条約
14 税制	日機輸	(1)	IVA還付のための銀行保証要求	・付加価値税(IVA)の還付金申請にあたり、税務当局より還付期間にわたっての保証書を金融機関から差入するよう求められる。EU他国には無い制度であり、これにより保証書の設定のための業務負荷や保証料などの負担を強いられている。	・既にEuropean Committeeにおいて左記のようなイタリア税務当局の要求はEUにおいて不当とする扱いを公式に取っている模様であるが、イタリア当局の適応のための迅速な措置をお願いしたい。	・イタリア付加価値税法 (Imposta sul Valore Aggiunto ? 不明) 参考:PwC税理士法人 HP (後半部分) https://www.news-pwc.be/transitional-regime-extended-for-the-year-2014-opening-of-infringement-procedure-against-italy/
16 雇用	日機輸	(1)	家族向けビザ、滞在許可、住民登録の煩雑	・家族のビザ取得の際、渡航前の許可申請に時間がかかり、かつ現地入国後の警察署での居住許可も時間と手間を要する。 (継続)	・双方の手続きの早期化をして頂きたい。	
17 知的財産制度運用	日機輸	(1)	私的複製補償金制度	・2014年6月、新補償金政令が発効され、記録装置に課される補償金総額が増加した。特に、ハードディスクを有さないにもかかわらず記録機能を有するTVを新製品カテゴリとして定め、4ユーロ/台もの補償金を課されており、不合理である。 (継続)	・不公正かつ不合理な現行法を修正すべき。特にハードディスクを有さないTVについての補償金を廃止すべき。	・Law 633/1941 & 65:65 Implementation Decree 20.06.2014